

【新制度適用】

名護市固定資産税課税免除申請提出書類一覧

- 1 旧制度適用分とは分けて書類を御提出ください。
- 2 申請後、追加資料の提出を求める場合があります。
- 3 紙文書2部及び紙文書を電子データ化したもの（メール、CD-R等）の両方を必ず提出してください。書類はA4サイズで統一してください。

(共通)

○：必要書類 △：必要な場合有り

	提出書類リスト	新規 増設	継続	備考
①	提出書類チェックリスト	○	○	チェックリストで提出書類を確認し、提出書類に添付して提出してください。 ／紙文書・電子データ (Excel)
②	固定資産税免除申請書 (指定様式)	○	○	取得年毎に作成／紙文書・電子データ (PDF)
③	各制度の県知事への措置実施 計画認定申請書一式 (写)	○	△	紙文書・電子データ (PDF)
④	各制度の県知事からの措置実 施計画認定書 (写)	○	△	紙文書・電子データ (PDF)
⑤	各制度の主務大臣への確認申 請書一式 (写)	○	△	経済金融活性化特別地区は不要 ／紙文書・電子データ (PDF)
⑥	各制度の主務大臣からの確認 書 (写)	○	△	経済金融活性化特別地区は不要 ／紙文書・電子データ (PDF)
⑦	青色申告書 (写)	○	○	法人税施行規則別表1、別表16(1)(2)。直 近分 ／紙文書・電子データ (PDF)
⑧	決算報告書 (写)	○	○	直近分／紙文書・電子データ (PDF)
⑨	固定資産台帳、減価償却計算 書等 (写)	○	○	取得年月日、課税標準額、事業の用に供し た日、取得価格、耐用年数、特別償却の有 無が確認できるもの／紙文書・電子データ (PDF)
⑩	定款又は法人登記簿等 (写)	○	○	対象事業の内容が確認できるもの ／紙文書・電子データ (PDF)

(土地)

※ 土地取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

	提出書類リスト	新規 増設	継続	備考
⑪	土地の売買契約書及び領収書 (写)	○	△	紙文書・電子データ (PDF)
⑫	土地の登記簿謄本 (写)	○	△	紙文書・電子データ (PDF)
⑬	家屋等建設の着手届等 (写)	○	△	土地取得日の翌日から1年以内に家屋又は構築物の建設に着手し、取得賦課期日時点で事業の用に供しているかが確認できるもの ／紙文書・電子データ (PDF)

(家屋)

	提出書類リスト	新規 増設	継続	備考
⑭	建築確認済証及び検査済証 (写)	○	△	紙文書・電子データ (PDF)
⑮	建築請負契約書及び領収書 (写)	○	△	紙文書・電子データ (PDF)
⑯	家屋の登記簿謄本 (写)	○	△	紙文書・電子データ (PDF)
⑰	家屋の写真・平面図・配置 図・対象部分計算書等	○	△	課税免除該当面積の確認ができるもの ／紙文書・電子データ (PDF)

(償却資産)

	提出書類リスト	新規 増設	継続	備考
⑱	前年中取得資産明細書 (指定様式又は Excel 様式)	○	△	前年中 (令和7年中) に新設又は増設した資産で、課税免除対象となるものを記載 ／紙文書・電子データ (Excel)
⑲	前年前取得資産明細書 (指定様式又は Excel 様式)	○	○	前年より前 (令和6年以前) に取得した資産で、課税免除対象となるものを記載 ／紙文書・電子データ (Excel)
⑳	減少資産明細書 (指定様式又は Excel 様式)	△	○	前年中 (令和7年中) に減少した課税免除対象資産を記載 ／紙文書・電子データ (Excel)
㉑	機械等の写真、機能・客観的 生産能力を示す資料	○	△	写真に番号を付し、申請資産が対象事業の用に供していることが分かるよう機能や役割等の説明を記載 (任意様式)。 既存設備の取替えや更新の場合は、生産能力が従前に比して増加 (概ね 30% 以上) したことが分かる資料を添付 ／紙文書・電子データ (PDF)
㉒	機械等の配置図	○	△	申請資産の位置や場所が分かるように上記㉑の番号を図に明示 ／紙文書・電子データ (PDF)

㉓	生産工程図及び完成品に関する資料	○		生産工程のフロー図等を作成し、申請資産をどの工程で使用しているか図示 ／紙文書・電子データ（PDF）
㉔	賃貸借契約書又は使用許可証（写）	○		賃貸工場等の場合 ／紙文書・電子データ（PDF）

（その他）

	提出書類リスト	新規増設	継続	備考
㉕	事業所全体の平面見取図	○		機械等の配置図含む ／紙文書・電子データ（PDF）
㉖	会社概要パンフレット等	○		紙文書・電子データ（PDF）
㉗	事業所の年次別建設設計又は設備計画書	△		紙文書・電子データ（PDF）
㉘	認定特定高度情報通信技術活用設備であることを証する書類（写）	△		5G情報通信システム（特定高度情報通信技術活用システム）に該当する場合に提出 ／紙文書・電子データ（PDF） ※R7.4.1から限定解除
㉙	旅館業許可証（写）	△		経済金融活性化特別地区制度における宿泊業の場合 ／紙文書・電子データ（PDF）
㉚	その他必要な書類	△		紙文書・電子データ（PDF）

< 提出・お問い合わせ先 >

名護市役所 税務課 資産税係 課税免除担当
〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
TEL:0980-53-1212（内線118）/FAX:0980-53-1286
E-mail:zeimu-kotei@city.nago.lg.jp